

平成19年8月30日

ホテル事業に関する協定書の調印式の実施について

J R奈良駅西側の市有地にホテルの誘致を進めてまいりましたが、公募した事業計画提案の中から、最優秀事業計画提案者とホテル事業実施に向けた協議を行ってまいりました。このたび、市と事業主体予定者との間で、事業実施に向けた合意が成立し、次のとおり協定書を取り交わすための調印式を実施することになりましたので、お知らせします。

なお、この調印により事業主体予定者は事業主体となり、ホテル事業の実施に向け、作業を進めることとなります。

記

日時 平成19年8月31日(金) 午後3時～
場所 奈良市役所 中央棟 5階 キャンベラの間

出席予定者

事業者側 (株)ゼファー 取締役兼専務執行役員(関西支店長) 井澤 康平
執行役員(本社営業部長) 小澤 英久

奈良市側 奈良市長 藤原 昭
副市長 福井 重忠
まちづくり担当政策監 吉本 国通

内容 ・出席者の紹介
・協定書への署名
・経過報告
・奈良市長挨拶
・(株)ゼファー専務挨拶

連絡先

奈良市 政策監室
内線2401

参 考

ホテル事業に関する協定の概要

奈良市(甲)と(株)ゼファー(乙)とは、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

【土地の権利譲渡】

- ・市有地は、10億円で売却する。
- ・売買契約は、平成20年3月までに締結する。

【事業内容の制限】

- ・乙は、施設の計画、機能等を損なうと判断される事業の経営を行ってはならない

【譲渡制限及びホテルブランドの変更】

- ・乙の本協定上の地位及び権利義務は、甲の事前承諾がある場合を除き、原則として20年間譲渡等は出来ない。ただし、信託受益権譲渡についてはこの限りでない。
- ・乙は、事業計画提案書の内容どおりのホテルブランドを誘致するとともに当該ホテルと20年以上の運営委託契約を締結する。ただし、やむを得ない事由による場合は、甲乙協議のうえホテルブランドの変更を行うことが出来る。

【ホテル開業までのスケジュール】

- ・工事着工予定 平成20年 7月
- ・工事竣工予定 平成22年 1月
- ・開業予定 平成22年 4月

【瑕疵担保責任】

- ・土地に隠れたる瑕疵が発見されたときは、甲の責任と負担において適切な処理を行う。

【ホテル品質の向上】

乙は、本件事業計画提案書の内容について、甲との協議等により、さらに品質を高めるように努める。

【市内企業等の活用等】

乙は、市内に存在する企業等の活用を行う等、地域経済の発展に寄与するよう努める。

【事業主体】

本協定の締結をもって、甲は、乙を事業主体として決定する。

【本協定の解除】

- ・相手方がこの協定に違反したとき等は本協定を解除することができる。
- ・その場合は、売買代金の2割相当額の違約金を支払わなければならない。